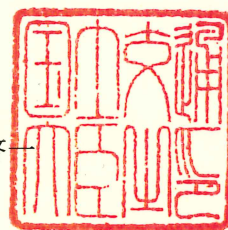


認 定 書

国住指第 4516-1 号
平成 28 年 4 月 25 日

信州木材認証製品センター
理事長 細川 忠國 様

国土交通大臣 石井 啓一



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 37 条第二号の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
MWCM-0030
2. 認定をした構造方法等の名称
信州型接着重ね梁 Aタイプ（カラマツ A1・カラマツ A2）
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

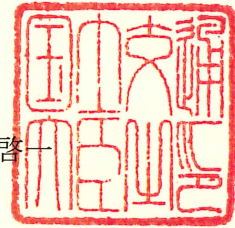
（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

指 定 書

国住指第 4516-2 号
平成 28 年 4 月 25 日

信州木材認証製品センター
理事長 細川 忠國 様

国土交通大臣 石井 啓一



下記の建築基準法第 37 条第二号の国土交通大臣の認定を受けた木質複合軸材料に係る許容応力度及び材料強度について、平成 13 年国土交通省告示第 1540 号第二第三号の規定に基づき、下記の通り数値を指定する。

記

1. 認定番号
MWCM-0030
2. 認定をした構造方法等の名称
信州型接着重ね梁 Aタイプ (カラマツ A1・カラマツ A2)
3. 指定する数値
別紙の通り

(注意) この指定書は、大切に保存しておいてください。

(別紙)

表 1 木質複合軸材料の材料強度

種類	部材寸法 (mm)	曲げ (強軸) F_b (N/mm ²)	せん断 F_s (N/mm ²)	めり込み F_{cv} (N/mm ²)
カラマツ A 1	105～150×240	22.2	2.1	7.8
カラマツ A 2	105～150×300	21.3	2.1	7.8

表 2 木質複合軸材料の短期・長期許容応力度

	長期に生ずる力に対する 許容応力度 (N/mm ²)	短期に生ずる力に対する 許容応力度 (N/mm ²)
曲げ (強軸)	$(1.1 \times F_b) / 3$	$(2 \times F_b) / 3$
せん断	$(1.1 \times F_s) / 3$	$(2 \times F_s) / 3$
めり込み	$(1.1 \times F_{cv}) / 3$	$(2 \times F_{cv}) / 3$

F_b 、 F_s 、 F_{cv} : 表 1 参照

(備考) 積雪時の構造計算をするに当たっては、長期に生ずる力に対する許容応力度は表 2 の数値に 1.3 を乗じて得た数値と、短期に生ずる力に対する許容応力度は表 2 の数値に 0.8 を乗じて得た数値とする。